

里庄町規則第12号

里庄町広告掲載条例施行規則を次のように定める。

平成20年6月30日

里庄町長 大内 恒章

里庄町広告掲載条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、里庄町広告掲載条例(平成20年里庄町条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の規定の例による。

(掲載の対象)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報さとしょう
- (2) 里庄町ホームページ
- (3) 封筒、刊行物その他町長が広告の掲載を適当と認めるもの

(広告料金の減免)

第4条 広告料金の減免対象団体及び減免率については、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社又は公益法人については、全額を免除する。
- (2) 町が出資する団体及びこれらに類するもので、町長が特に必要と認める場合は、5割を限度として減額することができる。
- (3) 私企業のうち公共性のある企業で、町長が特に必要と認める場合は、その都度町長が定める額を減額又は免除することができる。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人、町が出資する団体及びこれらに類するもの 第1位
- (2) 私企業のうち公共性のある企業で、町内に事業所等を有するもの 第2位
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの 第3位
- (4) その他、広告掲載が適当であると町長が認めるもの 第4位

(広告主の募集)

第6条 町長は、広報さとしょう等により広告主を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、広告申込数が募集する広告の枠に満た

ないときは、第5条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、第3条各号に規定する広告掲載の対象（以下「掲載対象」という。）ごとに、別に定める申請書に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、別に定める業種ごとの基準に従い速やかに内容の審査を行い、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告掲載位置に、優先順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、掲載対象ごとに、別に定める決定通知書等により、その結果を申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等を提出するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告料金は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第10条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは広告料金を納付しなかったときは、広告掲載を取り消すことができるものとし、広告掲載取消通知書（別記様式）により、申込者に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第11条 既納の広告料金は、還付しない。ただし、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載できなかつた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

様

里庄町長

広告掲載取消通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

1 取消区分

- 広告又は広告内容が不適當
- 広告原稿未提出
- 広告料金未納
- その他

（ 理由 ）

2 取消年月日 年 月 日

3 掲載料

返還なし

返還あり _____ 円